

徳島おどりフェスタ2025の開催に係る運営業務仕様書

1 委託業務名称

徳島おどりフェスタ2025の開催に係る運営業務

2 業務の目的

徳島県は、「阿波おどり」を活用し、国内外から幅広い年代層の誘客を図ることで、県都におけるにぎわいを創出するとともに、徳島県の魅力向上を図るため、「阿波おどり」をはじめとする徳島の魅力が詰まったイベントを実施する。

本業務は、多くの来場者が想定される本イベントの安全かつ円滑な運営を行うための計画作成、物品等の設置、周辺対策のほか、来場者が安全に観覧するための誘導、事故を未然に防ぐための警備・安全対策業務を委託するものである。

3 行事の概要

(1) 催事名

徳島おどりフェスタ2025

(2) 開催日程

令和7年11月1日（土）及び同月2日（日）

(3) 開催場所

JR徳島駅周辺

パレードの実施については元町交差点周辺から新町橋二丁目交差点周辺までのエリア

(4) 開催内容

- ・阿波おどり及び別途徳島県が指定するキャラクターによるパレード
- ・阿波おどりの舞台踊り（既存のステージを活用するなど、舞台の新規設置はない）
- ・全国阿波おどりコンテスト及び県内有名連による技術指導
- ・キャラクターによるグリーティング
- ・ドローンショー

(5) 主催

徳島県

4 委託業務内容

次の業務について、委託者の指示の下、関係者と十分な協議を行いながら進めることとする。

(1) 計画の作成業務

ア 全体計画の作成

- ・運営体制、レイアウト、物品調達、タイムスケジュール、出演者調整、人員配置、

緊急・救護対応、安全対策など

イ 警備・交通対策計画

- ・ 会場警備、観客誘導、迂回路対策、案内板設置、規制告知、周辺対策など

(2) イベント運営進行业務

ア 阿波おどりに関する出演者の手配、連絡調整並びに出演料の支払いに関すること。

イ パレード、グリーティングの実施及びドローンショーの観覧に必要な関係者施設（控室や駐車場等）の手配・運営に関すること。

ウ パレード、グリーティングの実施及びドローンショーの観覧に必要な機材、備品、消耗品等の手配・設営・撤去に関すること。

エ タイムスケジュール及び進行台本、各種マニュアルの整備に関すること。

オ 出演者の呼び込み、及び関係者観覧エリアの確保・運営に関すること。

カ 通信インフラ・連絡体制整備に関すること。（運営本部が連絡体制に基づき円滑に情報を伝達できる体制と通信機材の整備等。）

キ 総合案内所の設置、来場者の誘導・整理に関すること。

ク 出演者、関係者、及びプレス向けの受付・案内に関すること。

ケ フレンドリーエリア（障がい者等要配慮者）の運営に関すること。（駐車場の準備や導線の整備を含む。）

コ 会場内の清掃及び維持管理、ゴミの処理・回収に関すること。

サ 関係車両の運行・誘導に関すること。

シ イベント保険等への加入に関すること。

ス 救護所の設営・管理運営並びに看護師等必要な人員の確保及び資材の調達・配置に関すること。（AEDマップの作成含む。）

セ 関係者・スタッフの識別用名札・ビブス等服装の手配に関すること。

ソ 著作権の処理及び支払いに関すること。

タ 運営に係るスタッフ及びボランティアに関すること。

チ その他パレードの実施に関して必要なこと。

(3) 警備・安全対策業務

ア 警備及び安全対策の実施（迂回路対策及びテロ対策を含む。）に関すること。

イ イベント実施エリア周辺の雑踏警備及び誘導に関すること。

ウ 警備運営備品の設営・管理及び撤去（突入防止用車両、サインボード、柵、カラーコーンなどの警備運営備品の手配・設営・撤去）に関すること。

エ 緊急車両の導線確保及び誘導に関すること。

オ 緊急時対応計画の作成及び印刷に関すること。

カ 交通規制に伴う公共交通機関との連絡調整に関すること。

- ・ 必要に応じて協議に同席し、関係する資料の作成を協力して進めること。

① 路上駐車、会場近隣への無断駐輪対策

県職員及び警察の指示のもと、路上駐車車両や無断駐輪の自転車の移動を促し、路上駐車及び無断駐輪の解消・防止をする。

② 車両通行止めエリア警備

事前に許可を得た警察署長規制に準じて規制の開始・解除を実施する。

なお、規制対応は運営本部にて主催者・警察・警備会社が調整を図り、規制の実施時には運営本部の指示で対応する。

また、現地警察官より規制の指示があった場合でも運営本部の指示を優先するため、運営本部へ報告し指示を仰ぐ。

③ 橋梁周辺の対応

密集時の通行規制は運営本部で主催者・警察・警備会社が調整を図り運営本部の指示で対応する。

④ イベント実施エリア周辺の対応

イベント実施エリア周辺の雑踏警備、入退場口付近の整理・誘導、危険行為等の監視・警備を行う。

⑤ パレードコース対応

- ・ 交通規制が開始する前に、道路上で場所取りが行われないよう注意喚起する。
- ・ 観覧者が観覧禁止エリアで場所取りを行っている場合は、注意喚起を行い観覧エリアまで誘導する。
- ・ 観覧エリアで観覧者が密集している場合は、間隔を空けるよう注意喚起する。
- ・ 観覧エリアの前列には着席をお願いし、観覧列の整理を行う。
- ・ 通行エリアで観覧者が立ち止まらないよう注意喚起し、安全管理を行う。

⑥ 全体管理業務（警備責任者）

全体を管理する警備責任者を配置し、業務の報告や連絡体制を確立する。

連絡調整員を各部門に配置し、運営本部との連絡調整ができる体制とする。

- ・ 開催内容変更に係る経費の支払いが必要な場合は手続きを進めること。
- ・ 交通規制に伴う県内事業者の不利益軽減に配慮すること。

- ※ 交通規制の時間は11月2日（日）の日中4時間程度を予定している。警察の指示に従い、交通規制開始及び解除の際には、十分に連携した上で作業を行うこと。
- ※ 来場者や近隣住民から、会場への道案内や交通規制の概要説明の業務が発生した場合は、事前に準備する資料を用いて、適切丁寧に案内をすること。
- ※ 警備業務にあたる者は、警備会社の制服を着用し、無線、誘導灯など必要な装備を用意すること。

(4) 交通規制告知業務

- ア 交通規制の告知（新聞、ラジオ、折込チラシ、案内看板など）に関すること。
- イ 地元企業や近隣住民との調整（ポスティング及び地元企業や近隣住民への説明など）に関すること。

(5) 広報及び実施報告書用静止画及び動画の撮影

- ア 当日の撮影に関すること。
- イ 撮影データの提供に関すること。
 - ・ 撮影にあたっては県と事前に十分協議を行うこと。
 - ・ データの提供に際しては、撮影ポイントごとに整理して提出すること。
 - ・ 広報及び実施報告書の素材として活用するため、計画的に記録すること。

(6) 業務遂行上必要となる関係各所への手続き

- ア 法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。（道路使用(占有)許可申請を除く。）
- イ 法令等により委任・代理が不可能な場合は、あらかじめその旨を県へ報告すること。
- ウ 道路使用(占有)許可申請の添付書類等の作成及び申請業務補助を行うこと。

5 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議をしながら事業を進めること。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更などについては、委託者と協議の上、対応すること。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (5) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

6 委託期間

契約日から令和8年1月30日（金）まで

7 報告書の提出

(1) 報告書（記録写真・動画等含む）

・紙媒体 1部

・電子媒体(PDF 又は Word 等編集可能な形式) 1部

(2) 納入場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 観光スポーツ文化部 観光企画課 魅力アップ担当